

ウィズコロナ・ポストコロナ時代における 産業の振興と基盤の強化に向けた提言

内閣府が発表した2020年度のGDPは、新型コロナウイルスの影響で実質成長率がマイナス4.6%であり、対面型サービスを中心とした消費の減退、サプライチェーンの寸断、グローバルな需要減による販売や生産の落ち込みなどにより、リーマンショックが起きた2008年のマイナス3.6%を超える下落となった。

また、かつて経験したことがない超高齢化、少子化に伴う生産年齢人口の減少が加速度的に進んでおり、ピーク時の1997年と比較すると、既に約1,000万人の生産年齢人口が減少し、2050年にはさらに2,000万人以上が減少すると予測され、また、時間当たりの労働生産性はG7諸国で最低水準となっている。こうした労働力の確保や労働生産性の向上といった課題もあり、地域経済を取り巻く環境は一段と厳しさを増している状況である。

一方、コロナ禍で、多様で柔軟な働き方や新しいビジネスモデルが生まれてきている。

その流れを生かし、ポストコロナにおいて、日本経済を力強く成長させるためには、デジタル技術を活用した新たな成長分野の創出や、成長分野への労働力移動を促進する新たな雇用政策が必要不可欠となる。

近年、気候変動の影響により、農産物の生産量の減少や、海洋環境の変化による水産業への影響、自然災害の激甚化・頻発化などの問題が顕在化しており、気候変動に対応する農林水産業の実現が必要である。

今後、ワクチン接種の進展等により、社会経済活動の再開・活性化が期待される中、この機を逃すことなく、地域経済を強化し、ひいては日本の国際競争力を維持し、持続可能な社会を実現するため、国において、経済・雇用情勢の変化に応じ、次のとおり措置を求める。

1 ウィズコロナ・ポストコロナにおける雇用創出・環境整備

(1) 多様な働き方の促進

① 働き方改革に向けた取組の推進

働き方改革関連法により、中小企業においても、昨年4月から時間外労働の上限規制が適用され、本年4月からは、同一労働同一賃金が適用されることとなり、国も「働き方改革推進支援センター」を設置し、さらにプッシュ型の支援など、きめ細かな相談を実施しているところであるが、中小企業における働き方改革を更に進めるため、地方自治体と十分な連携を図りつつ、法改正適用

後の中小企業の状況を的確に捉えた上で、企業ニーズに沿った各種支援策の柔軟な運用や、より一層の支援策の強化を図ること。

また、時間や場所にとらわれず個々の能力を発揮できる働き方の実現や、この度の新型コロナウイルスの感染拡大などの危機事案発生時における企業の事業継続対策としても有効なテレワークやオンライン会議、オフィスの分散やサテライトオフィスの導入を促進するなど働き方改革に向けた取組を一層推進すること。

② 多様な働き方の実現に向けた環境整備

ギグ・ワーク、複業・副業や兼業など多様な働き方が拡大する中で、新型コロナウイルスの感染拡大がフリーランス等に対する支援の必要性を明らかにした。

今後もこうしたフリーランスなど組織に属さない働き手の増加が見込まれることから、個人が、フリーランスなどそれぞれ望む働き方を選択し、安心して働けるよう、必要な労働法制や社会保障制度などの環境整備の在り方を検討し、ガイドライン等について広く周知を行うこと。

また、GDPの約6割を占める地方経済圏に多い中小企業の生産性向上に向けて、都市部大企業やグローバル企業の人材の兼業・副業を含む活用を促進すること。

(2) 業種や職種を越えた転換を伴う労働力移動・再就職支援の促進

人手が不足している分野や成長分野への労働力移動に向けて、新たなスキルを習得するための職業能力開発促進策やスキルを習得した人材と企業のマッチングの一層の拡充・強化を講じること。

また、新卒一括採用や年功序列、終身雇用などの日本型雇用の見直しが議論される中、就職に必要なスキルを明確にするための評価方法を検討することで、新たな雇用の受け皿となる分野への円滑な労働力移動が実現する仕組みを構築すること。

(3) 非正規雇用労働者・女性等の再就職及び正社員化に向けた支援

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、女性の就業割合の高い非正規雇用労働者の離職者が増加していることを踏まえ、労働者のライフスタイルや中長期的なキャリア形成にも配慮しつつ、基金を活用した「緊急雇用創出事業」など、雇用の受け皿を確保するための対策を講じるとともに、キャリアアップ助成金の拡充など、正社員雇用の拡大や非正規雇用労働者の希望や意欲・能力に応じた正社員転換・待遇改善の促進を一層推進すること。

さらに、就職氷河期世代は不本意ながら不安定な仕事に就いているケースも多いため、特に正社員としての再就職のための支援をはじめ、離職者の再就職に向けてより手厚い支援を行うこと。

(4) 新規学卒者等に対する支援の強化

新規学卒者の採用維持に向け、経済界へ更なる要請を行うとともに、企業が採用抑制を行わないための支援策を講じること。

また、新型コロナウイルス感染症が拡大する中で、首都圏の若者の地方への関心が高まっているとの調査結果もあり、このような国民の意識の変化を踏まえ、都市部に加え、地方部においても十分な所得とやりがいと得られる高付加価値な業務や成長産業を根付かせられるよう、国全体としての企業活動の総量増大を図るとともに、企業の本社機能等の地方への分散を進め、多様な就職先の創出を進めること。

さらに、通年採用や、既卒未就業者の採用の促進など、就職機会の更なる拡大に向け、経済界への要請や、必要な支援策を強化すること。

2 コロナ禍でも揺るがない生産・経営基盤の構築

(1) 農林漁業者の経営を継続するための支援強化

令和3年1月の緊急事態宣言の再発令以降、販売額が減少する等の影響を受けた野菜・花き・果樹・茶等の農産物について、国内外の新たな需要等に対応するため、直接販売や契約栽培、販路の転換又は拡大等、前向きに次期作に取り組む農業者に対して、資材や機械の導入、販路拡大等の生産・販売活動を引き続き支援すること。

また、経営継続補助金等の事業継続に向けた支援策や農林水産物の販売促進・魅力発信による需要喚起、Go To イートキャンペーン事業による消費喚起を継続的に実施すること。

(2) 農林水産業の持続性確保に向けた経営発展支援の充実と生産基盤の強化

多様化する国内外の需要に対応できる経営体の育成に向け、経営感覚に優れた人材等を育成・確保するため、発展意欲のある農業者の経営課題の解決に向けて専門家派遣を実施する農業経営者サポート事業について、事業の上限額の撤廃など制度改善を図るとともに、予算の拡充を行うこと。

また、令和4年度以降においては、都道府県の実情に応じて、関係協議会や複数団体への委託を可能とするなどの仕組みとすること。

新規就農者の育成・確保は、我が国農業を持続していく上で極めて重要であり、

国は、「農業次世代人材投資事業」及び「農の雇用事業」によって、就農前の研修を後押しする資金及び就農直後の経営確立を支援する資金の交付や雇用就農への支援を行い、地方は、新規就農者の定着に向けた技術指導等の役割を担い、国・地方がそれぞれの役割に応じ、資金面・技術面の両面から支援を行ってきた。国は、従来どおりの国と地方の役割を堅持し、「新規就農者育成総合対策」について、全額国費により措置するとともに、十分な予算を確保すること。

林業就業者及び漁業就業者を確実に育成・確保できるよう、「森林・林業新規就業支援対策」及び「漁業担い手確保・育成事業」について、十分な予算を確保すること。

また、「国産回帰」や「家庭内食需要の増加」など、コロナ禍で生じた需要を確実に捉えるためには、生産体制の整備が必要である。ハード事業とともに、地域の実情に応じて一体的に行えるソフト事業の創設など生産体制整備や6次産業化の推進に係る必要な予算を確保すること。

さらに、大規模化・高付加価値化による所得の向上と成長産業化に向け、地域農業の中核となる経営体に対する農地の集積・集約化、集積した経営基盤を維持していくために必要となる農地中間管理機構が担う農地の契約更新や管理に係る予算を確保するとともに、「人・農地など関連施策の見直し」等による機構の体制強化に係る予算について十分に確保すること。

また、農業や林業、水産業の体質強化に資する基盤整備の推進に必要な予算の確保や財政措置の充実と水産資源の維持増大を図ること。

林業については、原木の安定供給や機械化等の取組にとどまらず、生産性や安全性の抜本的な向上を図っていくため、従来の施業方法等を見直し、エリートツリーや自動操作機械等の新技術を取り入れて、伐採から再生林・保育に至る収支のプラス転換を可能とするほか、林業従事者の所得と労働安全の向上を目指す「新しい林業」に向けた取組の展開や、花粉の少ない森林づくりに必要な予算を確保すること。

(3) 農林水産業の復旧・復興の加速化、防災減災対策のための基盤強化

気候変動の影響により激甚化・頻発化する台風、豪雨や土砂災害などの自然災害により、被災した農林漁業者の早期事業再開を実現するため、農地や農業用ハウス、農林業用施設、林内路網、定置網等の漁業用施設、漁港施設の復旧・補強などが迅速に進められるよう、災害査定の測量・調査等に関する経費について、一般災害も含めて国庫補助金や地方財政措置の対象とするなど災害復旧事業をはじめとする支援制度の改善を含め、万全な措置を講じること。

また、農林漁業のさらなる成長産業化を目指すためには、コロナ禍でも揺るが

ない生産基盤の構築と密接不可分な防災対策も重要であることから、防災重点農業用ため池などの農業水利施設や治山施設、林内路網、漁港施設などの防災・減災対策や老朽化対策、自然災害の激甚化・頻発化に伴い増大する施設の維持管理の負担軽減対策、適切な保全管理を通じた長寿命化対策、流域治水の考え方にに基づき、農業用ダムやため池の洪水調節機能の強化、田んぼダムの取組拡大、山地災害危険地区等における治山・森林整備対策や農林水産物の生産・流通機能の確保対策など、地方自治体が中長期的な見通しのもと、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策を強力かつ計画的に実施するため、必要な予算を安定的に確保するとともに更なる地方財政措置の拡充を図ること。

(4) 気候変動下においても持続可能な農林水産業の実現

① 気候変動に対応した品種や生産技術の開発

気象庁によると、日本の年平均気温は長期的に100年当たり1.26℃の割合で上昇し、特に、1990年代以降、高温となる年が頻出している。高温による品質及び生産量の低下や長雨による不作など、気候変動が農産物に及ぼす影響を分析し、気候変動に対応した品種の開発や、生産技術の開発を進めること。

② 主要な魚種の不漁に対する対策の強化

近年、海水温などの海洋環境の変化等により、サケ、サンマ、スルメイカなどの不漁や、ノリなどの養殖生産量の減少が続いている。主要な魚種の水揚量や生産量の減少は、漁業者の収入の減少だけでなく、水産加工業など地域経済にも影響を及ぼすことから、水産資源の回復に取り組むとともに、海洋環境の変化に対応した新たな増養殖技術の開発、漁業者・水産加工事業者の魚種転換の取組への支援など、持続可能な水産業を推進する総合的な施策を展開すること。

③ 農林水産業におけるカーボンニュートラルの実現

2050年カーボンニュートラルの実現に農林水産業分野として対応していくため、農業分野における化学肥料・化学農薬の削減、スマート農林水産業の実装加速化による化石燃料起源の二酸化炭素の排出削減、水田や家畜の消化管内発酵・家畜排せつ物管理からのメタンの排出削減、持続可能な資材やエネルギー及び未利用資源の活用など、革新的な技術の開発や社会実装に向けた取組を進めること。

農地・森林・海洋における炭素の長期・大量貯蔵を可能とするため、農地の炭素貯留効果の向上、森林・木材による吸収や排出削減の効果を最大限発揮するための人工林の循環利用の推進や木材利用の拡大を図るほか、ブルーカーボンの吸収量評価手法の確立などに向けた取組を進めること。

また、2050年までに農林水産業のCO2ゼロエミッション化の実現など、長期目標を掲げる「みどりの食料システム戦略」の法制化について、多くの生産者が生産力向上と持続性を両立した農林水産業に取り組めるよう、きめ細かな支援制度を盛り込むこと。

(5) 米価下落対策の実施

新型コロナウイルス感染症の影響により、米の需要の落ち込みと過剰在庫による米価への影響が生じており、米の需給と価格の安定化に向け、国主導による真に実効性のある在庫対策や消費喚起などの需要拡大対策を推進すること。

また、農業経営の安定を図る「経営所得安定対策」等について、令和4年産以降も助成水準を維持するとともに、農業者が安心して非主食用米等の生産に取り組むことができるよう、「水田活用の直接支払交付金」については、恒久的な制度とするとともに、必要な予算を十分に措置すること。

(6) 農林水産業のセーフティネットの構築

コロナ禍での需要減少や近年の海洋環境の変化に伴う不漁等により、農林水産業経営を取り巻く状況は一層厳しさを増しているため、安定した農林水産業経営の確立に向け、経営所得安定対策の効果的かつ円滑な実施、漁業経営安定対策の拡充及び資金繰り支援の充実を図ること。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大による需要低下により、農林水産物の価格変動などの影響を受けた農林漁業者の経営維持安定を図るため、「農林漁業セーフティネット資金」の無利子化措置等の金融支援を令和4年1月1日以降も継続すること。

さらに、収入保険については、大規模災害やコロナ禍による価格低下に伴う減収を基準収入の算定から除外する、新型コロナウイルス特例の期間を延長する等、農業者の視点に立って必要な措置を講じること。

(7) 安定した木材サプライチェーンの構築

米国での住宅建設の急増、中国における木材需要の拡大などにより、世界的に木材需要が高まり、木材の需給がひっ迫していることを更なる国産木材活用につなげるべく、国産材の増産、流通体制強化への支援など、川上から川下までの連携により木材のサプライチェーンを安定させる対策を講じること。

(8) 中小企業・小規模事業者の起業・創業に対する支援

① 起業・創業希望者への支援施策の拡充

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機として、地方での創業を模索する機運が高まっていることから、地方が抱える社会的課題に対応する創業を促すために創設された、新たに起業する者等に対する「地方創生起業支援事業」の補助率・補助上限額の引上げ、事業実施期間の複数年化など、制度を拡充すること。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、中小企業の廃業の増加が懸念される一方、新しい生活様式などの経営環境の変化に対応した起業希望者が増加していることから、地域経済の活性化に向けて起業・創業希望者への支援施策に対し、所要の財政措置を講じること。

② 都道府県が行う広域的な起業・創業支援体制への支援

地域の創業支援の主体となる市町村においては、産業競争力強化法により「創業支援等事業計画」を策定し、創業支援事業者と連携して地域に応じた支援を実施しているところであるが、企業規模の拡大を目指す起業家への支援は、市町村の支援スキームの枠に収まらず、都道府県が独自に担っていることから、都道府県が行う広域的な支援体制の構築や取組に対し、所要の財政措置を講じること。

(9) 中小企業・小規模事業者に対する事業承継支援

① 中小企業等の事業承継の促進に向けて

日本経済の待ったなしの課題である事業承継の円滑化のため、事業承継ネットワーク構成員等が連携し、効果的・効率的な支援に取り組むことができるよう、引き続き財政支援の拡充を図るとともに、各地域の構成員等の取組を一元的に情報提供する仕組みの構築や、全国的なメディアを活用した広報による事業承継に対するマイナスイメージの払拭、補助金や融資制度の利用促進を図ること。

事業承継税制については、引き続き、手続きの簡素化や、持ち株会社を含め、様々な経営体制の実態に即した税の負担軽減措置の対象要件の緩和を図るなど、より一層の利用促進に向けた取組を実施すること。その際、関係法令を含めた事業承継税制について、積極的に助言を行うとともに、年次報告書の確認を含めた自治体の審査事務の簡素化を図ること。また、事業承継に関する取組が遅れている中小企業等に配慮し、特例承継計画の提出期限を延長すること。

② 多様な事業承継の促進に向けて

第三者承継を推進するため、全国の事業承継・引継ぎ支援センターのデータベース開放による利用拡大や、後継者の有力な受け皿となりうる起業家と後継者不在企業とのマッチングを推進するとともに、第三者承継に係る税制優遇策

を早期に導入すること。

また、後継経営者による新たな価値を生み出す取組を円滑に推進していくため、ベンチャー型事業承継の機運醸成から事業化の検討・実践まで、アトツギベンチャーの成長段階に応じた支援の充実を図ること。

(10) 中小企業・小規模事業者に対する資金繰り支援

国は金融機関に対し、借り換えや返済猶予等の条件変更に積極的に応じるよう要請を行っているが、引き続きポストコロナを見据えた事業者の資金繰り支援を行うこと。また、本年3月末で申込みが終了した民間金融機関の実質無利子・無担保融資の申込み再開、償還・据置期間、無利子期間の延長、条件変更に伴う追加保証料の補助、セーフティネット保証4号と危機関連保証の指定期間の延長及び指定対象業種が減少したセーフティネット保証5号の全業種の再指定等の措置を講じること。

政府系金融機関の資本性劣後ローンについて、貸付期間の延長や金利の引き下げ等の条件緩和を行うとともに、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う期間限定の特別対策として、資本性劣後ローンを対象とする信用保証制度を創設すること。

また、都道府県が実質無利子・無担保融資及び独自の資金繰り支援を実施するにあたり必要となる、信用保証に基づく代位弁済額の都道府県負担分や預託原資調達に係る借入利息、利子補給などの経費に対する支援を行うこと。

さらに、令和2年度第2次補正予算で措置された中小企業再生ファンドについて、金融機関OBや税理士等の専門家が支援を必要とする事業者の掘り起こしを行う「プッシュ型の支援体制」を構築するとともに、必要に応じた追加出資を行うこと。

(11) 産業を支える人材の確保・育成等

① 外国人が活躍できる環境づくり

国内における産業を支える人材不足を踏まえ、外国人材の確保について、建設や造船・舶用工業だけでなく、農業をはじめとした他の特定産業分野においても熟練した技能を要する特定技能2号での受入れを認めるとともに、介護分野において長期就労する場合に必要な介護福祉士の資格について、筆記試験の多言語化などにより、外国人が日本の介護現場に定着できる環境を整備すること。

② 技能労働者の確保・育成

ものづくり産業において技能労働者の不足が問題となっており、引き続き、

技能労働者の確保・育成をより一層進めていく必要があることから、若者が技能検定を受検しやすい環境として整備されている「若者の技能検定受検料減免措置」を、令和4年度以降も対象者を限定することなく継続すること。また、技能実習生向け技能検定試験を円滑かつ確実に実施するため、「技能向上対策費補助金」について、必要な予算を十分に措置すること。

(12) 航空機産業関連事業者への支援

世界的な旅客機需要の大幅な落ち込みにより、航空機産業関連事業者は厳しい経営環境に直面しているが、この需要低迷はさらに数年間は続くことが予測されていることから、防衛機や防衛装備品を始めとした官需の前倒しによる下支えや事業再構築支援の継続など、事業継続の支援を行うこと。

併せて、航空機産業は世界的には今後20年間で約1.6倍と大きな成長が見込まれている成長産業であることから、航空機需要が回復した後は、更なる成長が遂げられるよう、サプライヤーの国際競争力強化や商談継続の支援など、地方が需要回復後を見据えて行う取組に対し支援を行うとともに、完成機プロジェクトを国策として強力に推進すること。

3 コロナと共存する生活・生産様式への転換

持続可能な社会を実現していくためには、農林水産業、商工業をはじめ、あらゆる産業分野において、AI・IoT等のデジタル技術やデータを最大限活用し、省力化や新たなサービス・付加価値の創出による生産性向上・国際競争力強化を実現し、労働力不足の解決や地域活力の維持・向上を図る必要があることから、次のことに取り組むこと。

また、こうした新たな成長分野を創出する原動力である「アニマル・スピリッツを持ち果敢に挑戦する人材」や「新たな付加価値の創出につながるデジタルに長けた人材」などの育成に取り組むとともに、こうした人材が、創業をはじめ、地方で活躍できるように、資金調達支援等の環境整備を行うこと。

(1) デジタル技術を活用した新しいビジネスモデル創出の促進

中小企業・小規模事業者や農林漁業者がデジタル技術等を導入する意識付けやスムーズな導入ができるよう、DX推進ガイドライン等の活用を推奨する情報発信や、人的・財政的な支援の強化を図ること。

また、地方において不足しているデジタル人材確保のため、企業が必要とする人材のマッチングなど確保対策の充実・強化を行うとともに、デジタル人材が不足する企業と伴走パートナーとなるIT企業をマッチング・連携するための支援

を行うこと。

加えて、地方が取り組む実証実験や社会実装をサポートする取組への財政支援を行うとともに、こうした取組の認知度を向上させるため、国において一元的に発信する仕組みを整えること。

(2) デジタル社会を担う人材育成・活用促進

デジタル技術の恩恵を誰もが享受できる社会の実現には、デジタル技術やデータ分析、サイバーセキュリティ等に精通した人材、デジタル技術を活用して革新的サービスやソリューションを創出できる人材等が必要であり、また、誰もが積極的にデジタル技術やデータを活用できるようリテラシーを高めることも重要である。

このため、引き続き、こうした人材の育成、リテラシー教育を重要政策に位置づけ、一般に広く普及しているクラウドサービスや、ブラウザ上で使えるサービス等を適正かつ積極的に活用することで、いつでもどこでも必要なデータにアクセスできる素養を身に付けるとともに、E d T e c h コンテンツの活用やS T E A M教育の導入等により、学童期からデジタル技術に親しみ、活用する機会を創出すること。

さらに、A I やプログラミングなどについて誰もが専門知識・技術を身に付けることができるよう人材育成の環境整備を促進し、加えて、より高度なデジタル技術を習得するための環境整備を拡充しあらゆる分野でデジタル化を促進できる人材の育成強化を図ること。

また、地方において不足しているマネジメント層やエンジニア等を地方で確保しやすい仕組みを創設すること。

(3) 新分野や業態転換など事業の再構築に取り組む中小企業支援

コロナと共存する時代の中で、経済社会の変化に対応するためには、中小企業等の思い切った業態転換や事業再構築、生産性向上が必要であり、中小企業等事業再構築促進事業や中小企業生産性革命推進事業について、多くの事業者が活用できるよう、更なる要件緩和や手続の簡素化を図り、早期かつ着実に地域の事業者を支援すること。

また、都道府県が国と連携して実施している拡充支援策について、令和4年度以降も継続的に実施するための財政措置を講じること。

(4) スマート農林水産業の加速

農業従事者の高齢化の進行、担い手の減少等により農業生産構造が脆弱化する

中、生産現場において一層の省力化や生産性・収益力の向上を実現するには、生育状況や気象、販売実績などのビッグデータをAIによって解析し、ロボット技術により生産性を向上させるなど、スマート農業の技術開発及び現場実装の加速化が必要である。

このため、スマート農業実証プロジェクト等を通じて効果が明らかになった技術・機械等の導入支援を強化するとともに、有機農業や幅広い品目、中山間地域など条件不利地域にも対応できる技術開発・実証を更に進めるため、引き続き実証プロジェクトを推進すること。

また、現場でスマート農業の普及を担う人材や農業支援サービス事業者の育成を促進するとともに、ドローンに適した登録農薬の拡大の推進や、中山間地域を含めたスマート農業に適した生産基盤整備の推進、通信基地局設置への支援、ロボット農機の自動運転・遠隔操作の実現に向けた関係法令の見直しなど、スマート農業の実装・普及を加速するための環境整備を進めること。

さらに、航空レーザ等のリモートセンシング技術の活用推進や伐採・造林に係る自動運転・遠隔操作等の先端技術の開発及び通信環境の整備、それらの技術の普及を担う人材の育成を促進するなど、スマート林業の実装・普及を加速するための環境整備を進めること。また、ICT等を活用した漁場の見える化技術や漁獲情報データを活用する環境整備などのスマート水産業についても推進すること。

(5) 商工団体への支援の拡充

新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により、中小・小規模事業者の経営が回復するまで長期の時間を要することが予想され、商工団体による事業者への伴走型支援が今後更に重要となることから、都道府県が商工団体の支援体制の強化に対し十分な財政支援が行えるよう、経営指導員等の指導費等に係る財政措置を複数年度にわたり拡充すること。

4 ウィズコロナ・ポストコロナにおける企業の生産性向上

(1) 対日直接投資の更なる促進

我が国の持続的な成長を実現するには、優れた技術や人材・資金等を世界から受け入れるなど対日直接投資を促進させ、イノベーションにより新たな産業を創出することが不可欠であり、ウィズコロナ・ポストコロナ時代に対応できるよう、デジタル技術を活用し、外国企業とのマッチング、投資案件の発掘、人材あっせん等の日本貿易振興機構（JETRO）が有する機能を地域が有する産業資源と結びつける取組を充実・強化させること。

さらに、日本に進出する企業への財政支援措置など、地方と一体となった支援

を推進すること。

(2) 中小企業等の海外展開の拡大

人口減少で国内市場が縮小していく中、新興国の急速な経済成長等に伴う海外需要の拡大を積極的に取り込んでいく必要があるが、新型コロナウイルスの世界的なまん延及び影響の長期化により、海外での展示会出展等をはじめとするバイヤーとの対面での接触が困難になり、商談活動が進めにくい状況になっている。

このため、オンラインの活用などにより、魅力的な農林水産物や有望な技術・商品等を有する中小企業等の海外進出やプロモーションの実施、施設整備等輸出促進に対する支援策を充実・強化すること。

(3) 産業競争力強化のための研究開発への投資拡大・産学官連携の推進

産業競争力を強化し地域の活性化を図るためには、大学等の研究機関の強みを生かした研究開発力の強化や、産学官の連携によるオープン・イノベーションを通じた付加価値創造や新たなイノベーションの創出を進めていく必要がある。

産学官が長期的な関係を構築し、スピード感を持って技術の社会実装を達成するため、企業や大学等の壁を越えて、卓越した人材が活躍できるクロスアポイントメント制度や教員へのインセンティブ制度などが積極的に活用されるための方策を講じること。また、企業と大学等の連携による研究開発・事業化支援、大学発ベンチャーやポストコロナ時代に求められるイノベーション創出の担い手となるスタートアップの育成に対する継続的な支援の充実・強化を図ること。

(4) サプライチェーンの強靱化に対する支援

地方の生産拠点強化を図ることにより、関連企業への波及効果、雇用の創出など、地域経済の活性化に大きな役割を果たすことが期待される中で、「サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金」について、予算措置状況は補助希望額と大きな乖離がある。世界的な半導体不足や新型コロナウイルス感染症による部品調達の停滞リスクに直面したことなどにより、国内回帰の機運が高まっている今こそ、国内の生産能力の増強・高度化を図る好機と捉え、必要かつ十分な予算を確保するとともに、地方の生産拠点機能の強化を図る観点からも、中小企業においても必要なサプライチェーンの再構築を行えるよう、対象製品の拡大、申請書類や審査基準の簡素化などの見直しを行った上で、長期的に活用できるようにすること。

(5) 国内半導体産業の再興

新型コロナウイルス対応によるデジタル化の進展、デジタルトランスフォーメーション（DX）の必要性の高まり、5Gなどの新たな情報通信技術・インフラ整備の進展などにより、デジタル産業やデジタルインフラの基盤となる半導体の重要性と、その安定供給の必要性は極めて大きなものとなっている。

産業のデジタル化の基盤である半導体について、国において、「半導体・デジタル産業戦略」が策定されたところであるが、我が国の半導体産業の再興に向け、地域の雇用を確保する観点からも、これまでにない規模での支援策や大胆な規制緩和を行うこと。

令和3年11月26日

全国知事会 農林商工常任委員会委員長
岩手県知事 達増 拓也